

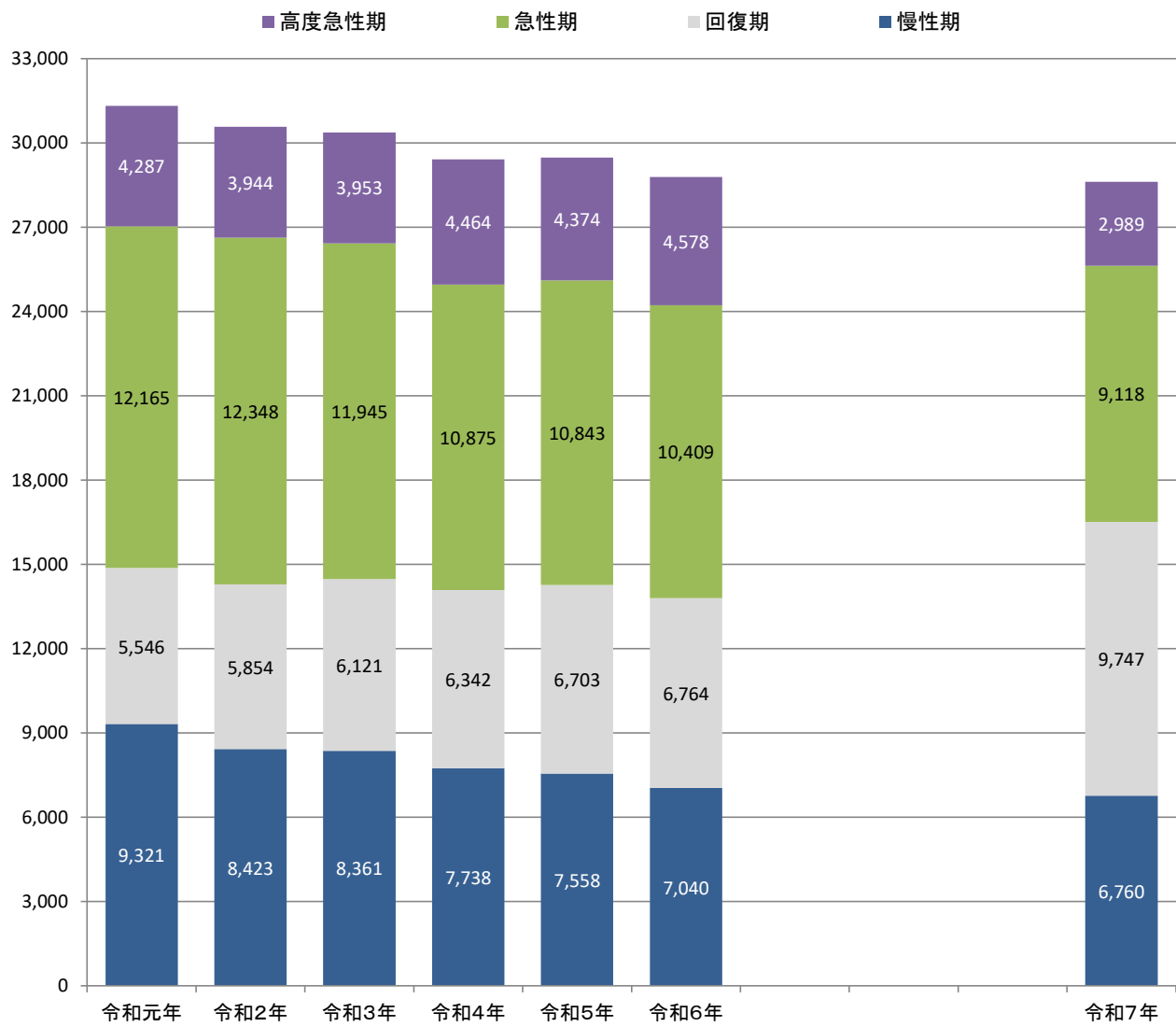
令和6年度 病床機能報告の状況

1. 報告病床数(全県、圏域別)
2. 令和7(2025)年における必要病床数の比較

令和7年4月

広島県健康福祉局 医療介護政策課

(1)報告病床数(全県)



	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	報告病床数のうち	
	(2019年)	(2020年)	(2021年)	(2022年)	(2023年)	(2024年)	コロナ患者対応を行っている※1	コロナ患者対応のため休棟・休床している※2
高度急性期	4,287	3,944	3,953	4,464	4,374	4,578	32	0
急性期	12,165	12,348	11,945	10,875	10,843	10,409	792	117
回復期	5,546	5,854	6,121	6,342	6,703	6,764	334	0
慢性期	9,321	8,423	8,361	7,738	7,558	7,040	83	0
計	31,319	30,569	30,380	29,419	29,478	28,791	1,241	117
(休棟等)	727	784	718	795	816	948	0	18
合計	32,046	31,353	31,098	30,214	30,294	29,739	1,241	135

暫定推計値

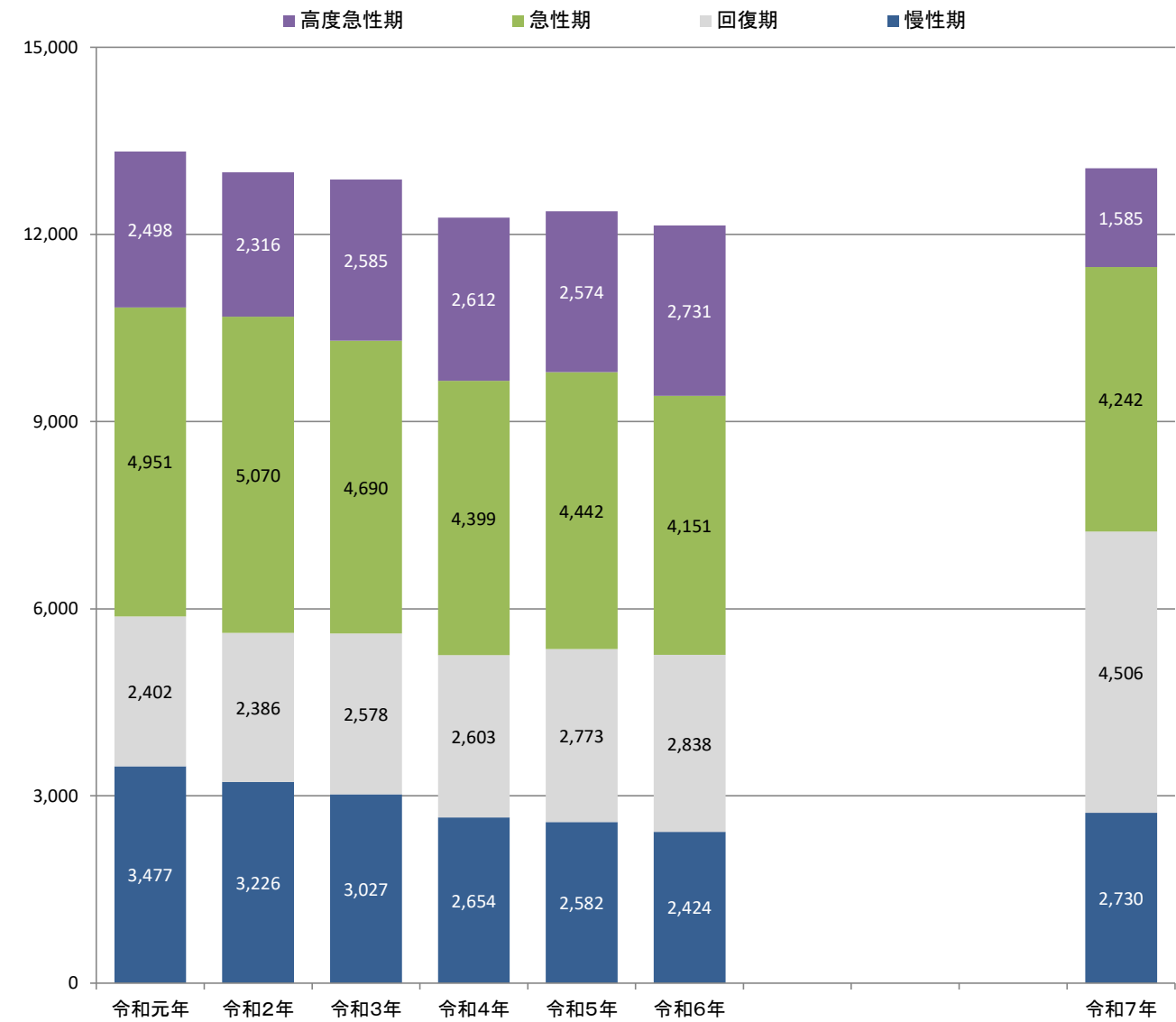
令和7年 (2025年)
2,989
9,118
9,747
6,760
28,614

以上
以上

※各年、7月1日時点の状況
※令和7年の暫定推計値は「広島県地域医療構想」における2025年の必要病床数
※毎年度の報告医療機関に変動があるため、実際の病床数とは異なる場合がある。

※1 「コロナ患者(疑似症患者を含む)対応を行っている」とは、当該病棟において、実際にコロナ患者を受け入れている病床を有する場合を指す。
※2 「コロナ患者(疑似症患者を含む)対応のため休棟・休床している」とは、当該病棟がコロナ対応に係る感染管理・人員確保等のために休棟・休床の対応を行っている場合を指す。

(2) 報告病床数(広島圏域)

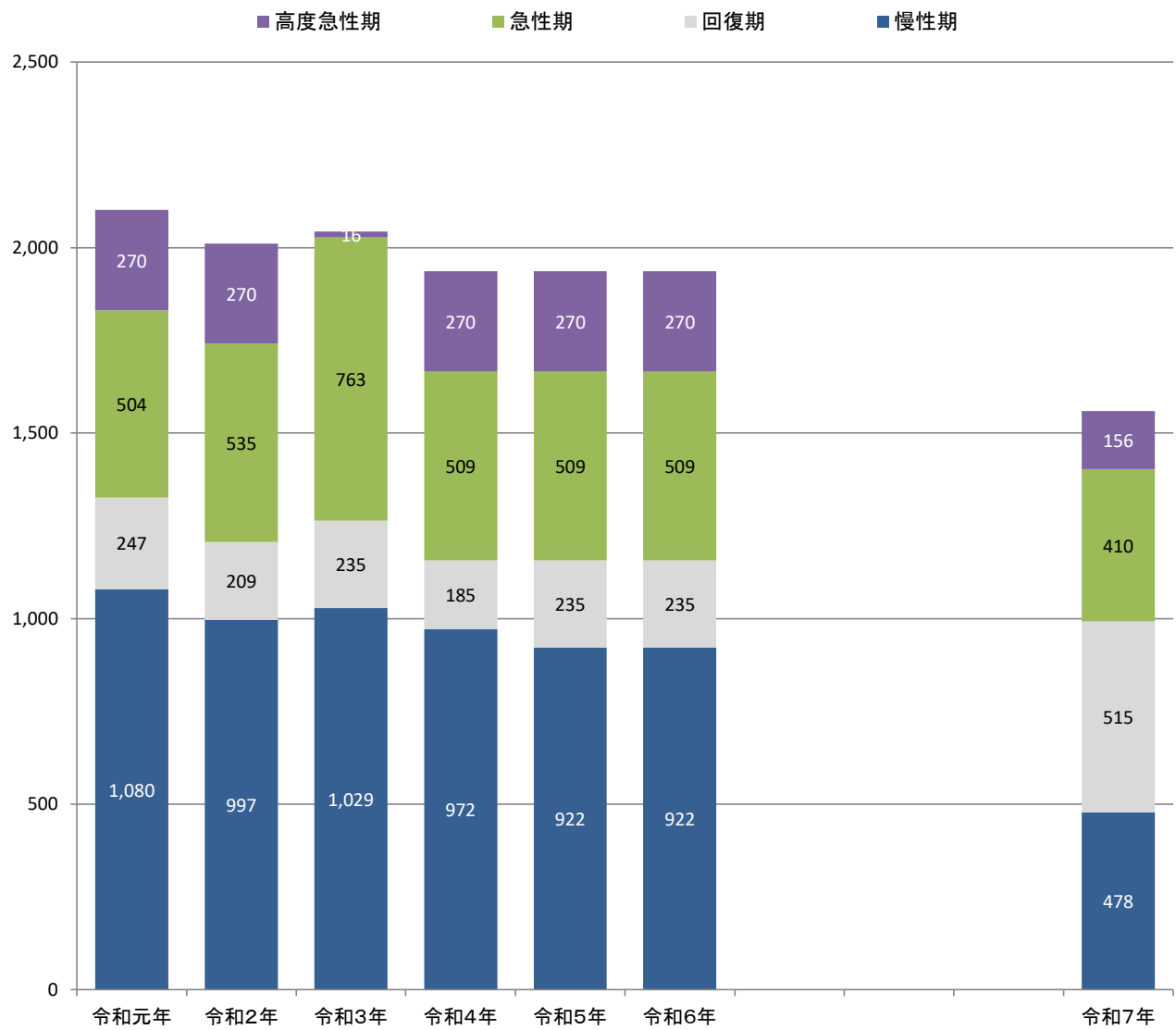


	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	報告病床数のうち		令和7年
	(2019年)	(2020年)	(2021年)	(2022年)	(2023年)	(2024年)	コロナ患者対応を行っている※1	コロナ患者対応のため休棟・休床している※2	(2025年)
高度急性期	2,498	2,316	2,585	2,612	2,574	2,731	14	0	1,585
急性期	4,951	5,070	4,690	4,399	4,442	4,151	505	4	4,242
回復期	2,402	2,386	2,578	2,603	2,773	2,838	250	0	4,506
慢性期	3,477	3,226	3,027	2,654	2,582	2,424	2	0	2,730
計	13,328	12,998	12,880	12,268	12,371	12,144	771	4	13,063
(休棟等)	341	333	300	316	391	424	0	0	以上
合計	13,669	13,331	13,180	12,584	12,762	12,568	771	4	以上

※各年、7月1日時点の状況
※令和7年の暫定推計値は「広島県地域医療構想」における2025年の必要病床数
※毎年度の報告医療機関に変動があるため、実際の病床数とは異なる場合がある。

※1 「コロナ患者(疑似症患者を含む)対応を行っている」とは、当該病棟において、実際にコロナ患者を受け入れている病床を有する場合を指す。
※2 「コロナ患者(疑似症患者を含む)対応のため休棟・休床している」とは、当該病棟がコロナ対応に係る感染管理・人員確保等のために休棟・休床の対応を行っている場合を指す。

(3)報告病床数(広島西圏域)



	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	報告病床数のうち	
	(2019年)	(2020年)	(2021年)	(2022年)	(2023年)	(2024年)	コロナ患者対応 を行っている※1	コロナ患者対応 のため休棟・休床 している※2
高度急性期	270	270	16	270	270	270	0	0
急性期	504	535	763	509	509	509	8	51
回復期	247	209	235	185	235	235	5	0
慢性期	1,080	997	1,029	972	922	922	0	0
計	2,101	2,011	2,043	1,936	1,936	1,936	13	51
(休棟等)	18	0	18	18	18	18	0	0
合計	2,119	2,011	2,061	1,954	1,954	1,954	13	51

暫定推計値

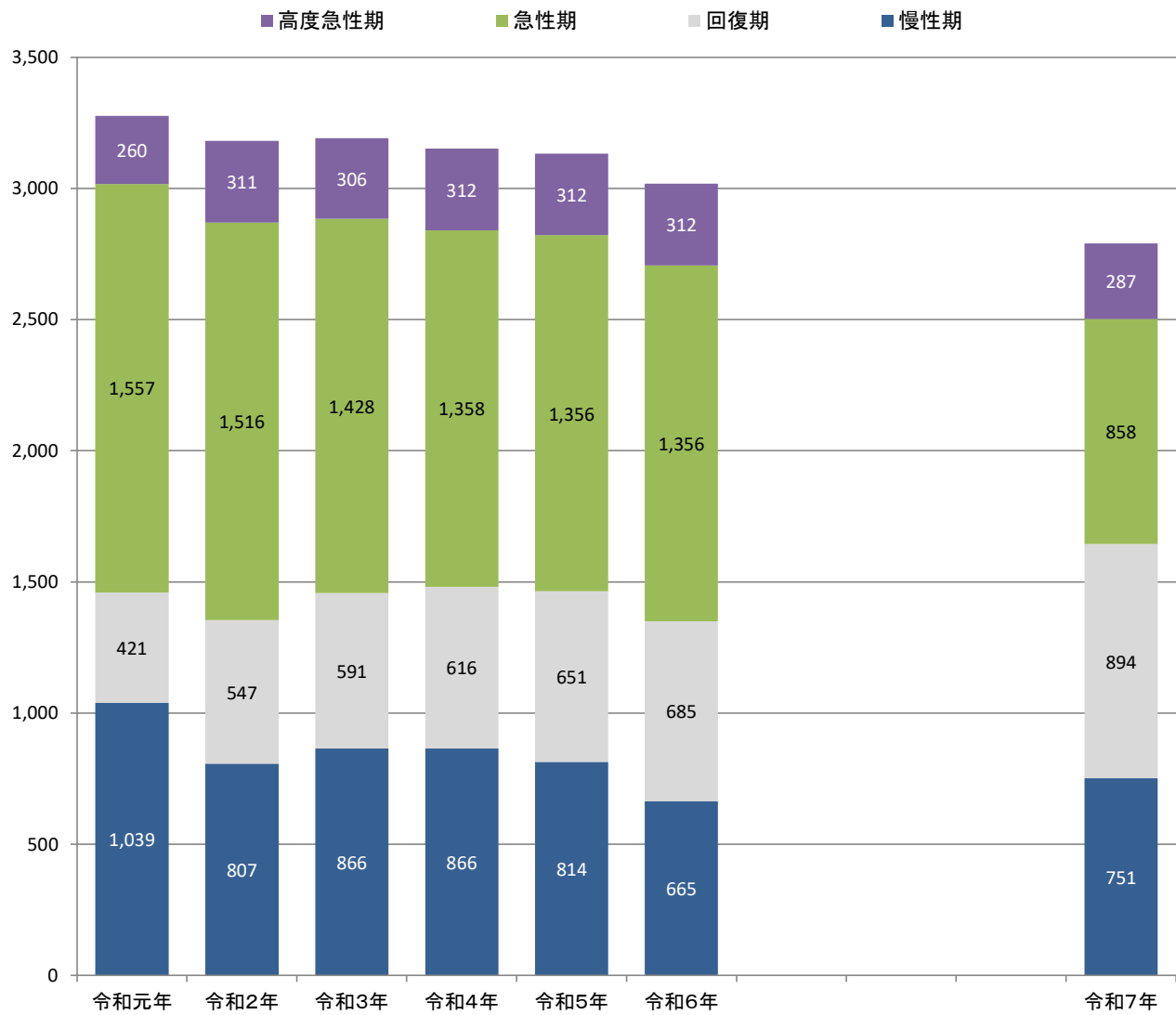
令和7年 (2025年)
156
410
515
478
1,559

以上
以上

※各年、7月1日時点の状況
※令和7年の暫定推計値は「広島県地域医療構想」における2025年の必要病床数
※毎年度の報告医療機関に変動があるため、実際の病床数とは異なる場合がある。

※1 「コロナ患者(疑似症患者を含む)対応を行っている」とは、当該病棟において、実際にコロナ患者を受け入れている病床を有する場合を指す。
※2 「コロナ患者(疑似症患者を含む)対応のため休棟・休床している」とは、当該病棟がコロナ対応に係る感染管理・人員確保等のために
休棟・休床の対応を行っている場合を指す。

(4) 報告病床数(呉圏域)



	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	報告病床数のうち	
	(2019年)	(2020年)	(2021年)	(2022年)	(2023年)	(2024年)	コロナ患者対応 を行っている※1	コロナ患者対応 のため休棟・休床 している※2
高度急性期	260	311	306	312	312	312	1	0
急性期	1,557	1,516	1,428	1,358	1,356	1,356	9	22
回復期	421	547	591	616	651	685	6	0
慢性期	1,039	807	866	866	814	665	1	0
計	3,277	3,181	3,191	3,152	3,133	3,018	17	22
(休棟等)	135	135	106	123	123	131	0	0
合計	3,412	3,316	3,297	3,275	3,256	3,149	17	22

暫定推計値

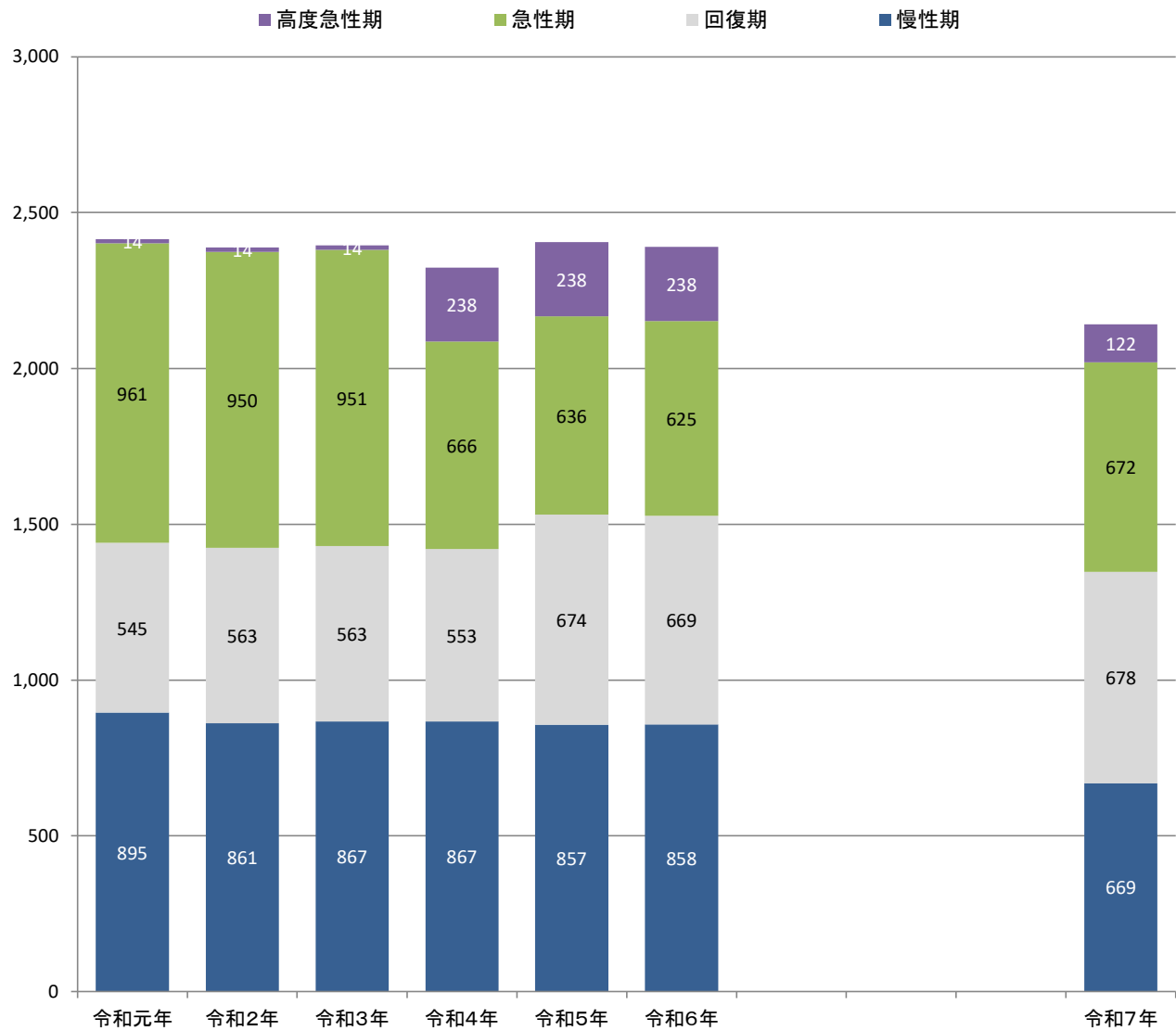
令和7年 (2025年)
287
858
894
751
2,790

以上
以上

※各年、7月1日時点の状況
※令和7年の暫定推計値は「広島県地域医療構想」における2025年の必要病床数
※毎年度の報告医療機関に変動があるため、実際の病床数とは異なる場合がある。

※1 「コロナ患者(疑似症患者を含む)対応を行っている」とは、当該病棟において、実際にコロナ患者を受け入れている病床を有する場合を指す。
※2 「コロナ患者(疑似症患者を含む)対応のため休棟・休床している」とは、当該病棟がコロナ対応に係る感染管理・人員確保等のために休棟・休床の対応を行っている場合を指す。

(5) 報告病床数(広島中央圏域)



	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	報告病床数のうち		令和7年 (2025年)
	(2019年)	(2020年)	(2021年)	(2022年)	(2023年)	(2024年)	コロナ患者対応 を行っている※1	コロナ患者対応 のため休棟・休床 している※2	
高度急性期	14	14	14	238	238	238	0	0	122
急性期	961	950	951	666	636	625	29	0	672
回復期	545	563	563	553	674	669	6	0	678
慢性期	895	861	867	867	857	858	5	0	669
計	2,415	2,388	2,395	2,324	2,405	2,390	40	0	2,141
(休棟等)	9	20	20	80	11	11	0	0	
合計	2,424	2,408	2,415	2,404	2,416	2,401	40	0	

※各年、7月1日時点の状況

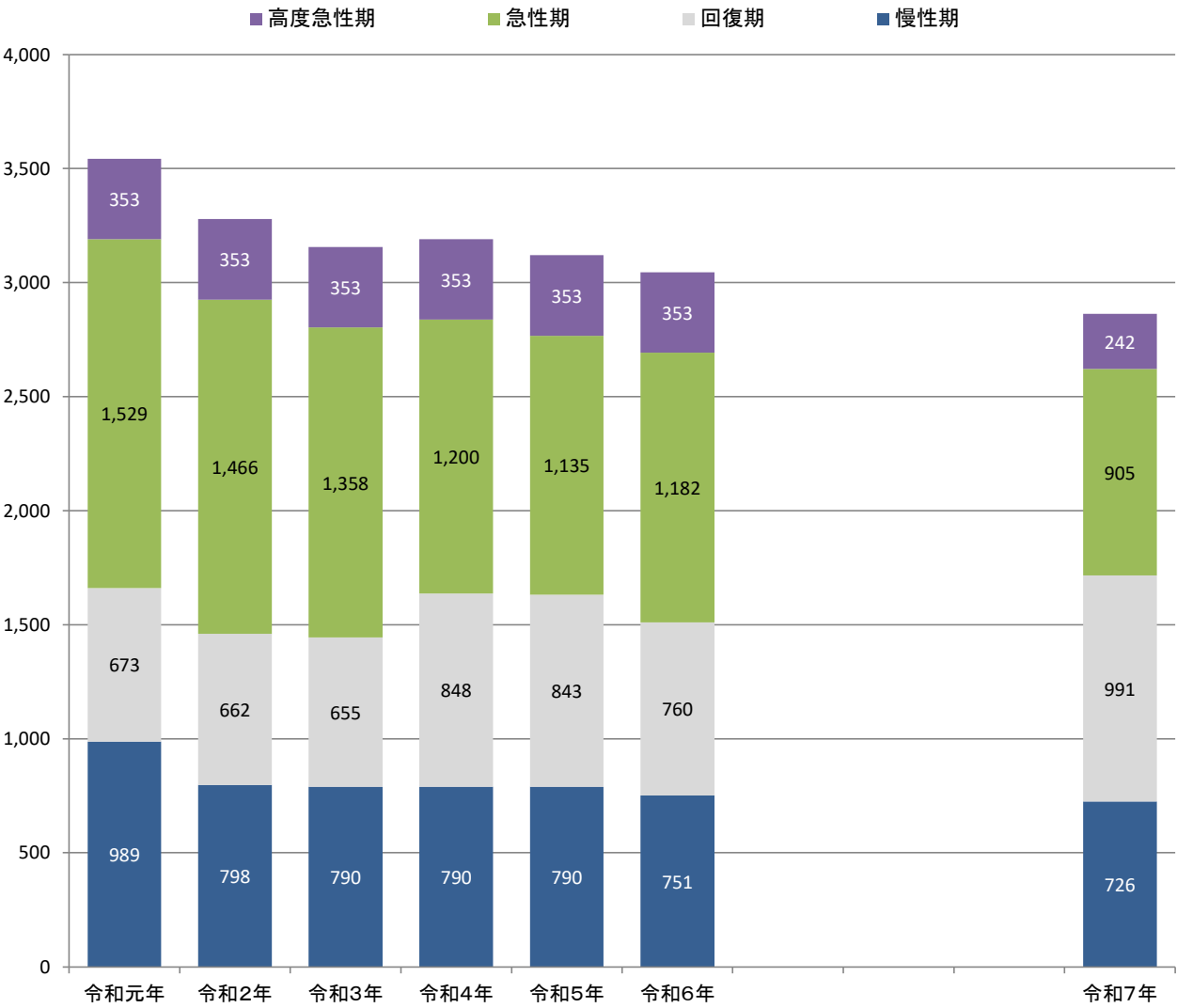
※令和7年の暫定推計値は「広島県地域医療構想」における2025年の必要病床数

※毎年度の報告医療機関に変動があるため、実際の病床数とは異なる場合がある。

※1 「コロナ患者(疑似症患者を含む)対応を行っている」とは、当該病棟において、実際にコロナ患者を受け入れている病床を有する場合を指す。

※2 「コロナ患者(疑似症患者を含む)対応のため休棟・休床している」とは、当該病棟がコロナ対応に係る感染管理・人員確保等のために休棟・休床の対応を行っている場合を指す。

(6)報告病床数(尾三圏域)



	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	報告病床数のうち		令和7年 (2025年)
	(2019年)	(2020年)	(2021年)	(2022年)	(2023年)	(2024年)	コロナ患者対応 を行っている※1	コロナ患者対応 のため休棟・休床 している※2	
高度急性期	353	353	353	353	353	353	0	0	242
急性期	1,529	1,466	1,358	1,200	1,135	1,182	184	36	905
回復期	673	662	655	848	843	760	49	0	991
慢性期	989	798	790	790	790	751	60	0	726
計	3,544	3,279	3,156	3,191	3,121	3,046	293	36	2,864
(休棟等)	76	152	145	145	164	134	0	0	
合計	3,620	3,431	3,301	3,336	3,285	3,180	293	36	

暫定推計値

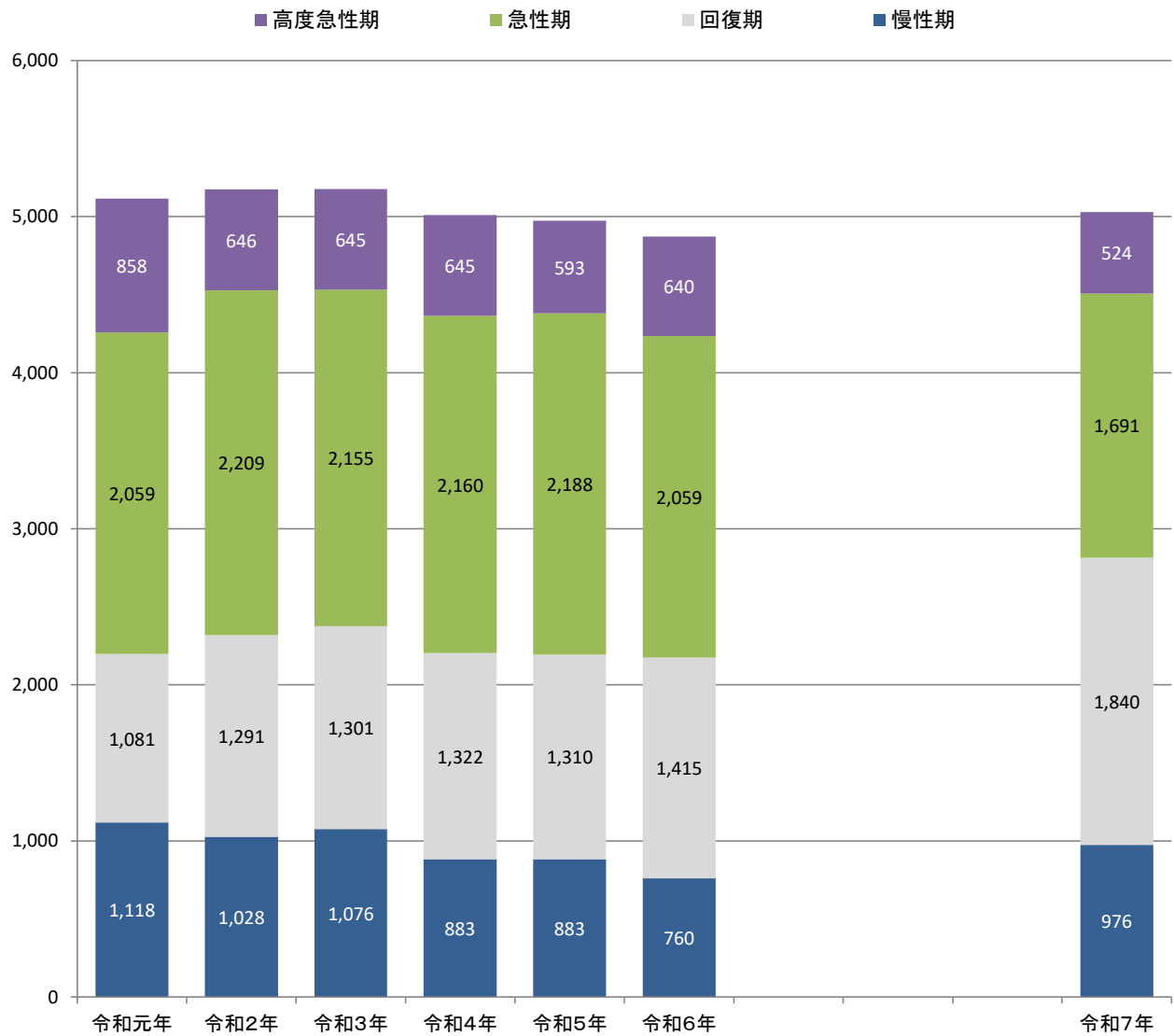
以上

以上

※各年、7月1日時点の状況
※令和7年の暫定推計値は「広島県地域医療構想」における2025年の必要病床数
※毎年度の報告医療機関に変動があるため、実際の病床数とは異なる場合がある。

※1 「コロナ患者(疑似症患者を含む)対応を行っている」とは、当該病棟において、実際にコロナ患者を受け入れている病床を有する場合を指す。
※2 「コロナ患者(疑似症患者を含む)対応のため休棟・休床している」とは、当該病棟がコロナ対応に係る感染管理・人員確保等のために
休棟・休床の対応を行っている場合を指す。

(7) 報告病床数(福山・府中圏域)



	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	報告病床数のうち		令和7年
	(2019年)	(2020年)	(2021年)	(2022年)	(2023年)	(2024年)	コロナ患者対応を行っている※1	コロナ患者対応のため休棟・休床している※2	(2025年)
高度急性期	858	646	645	645	593	640	16	0	524
急性期	2,059	2,209	2,155	2,160	2,188	2,059	55	4	1,691
回復期	1,081	1,291	1,301	1,322	1,310	1,415	18	0	1,840
慢性期	1,118	1,028	1,076	883	883	760	15	0	976
計	5,116	5,174	5,177	5,010	4,974	4,874	104	4	5,031
(休棟等)	129	144	129	113	109	97	0	0	
合計	5,245	5,318	5,306	5,123	5,083	4,971	104	4	

暫定推計値

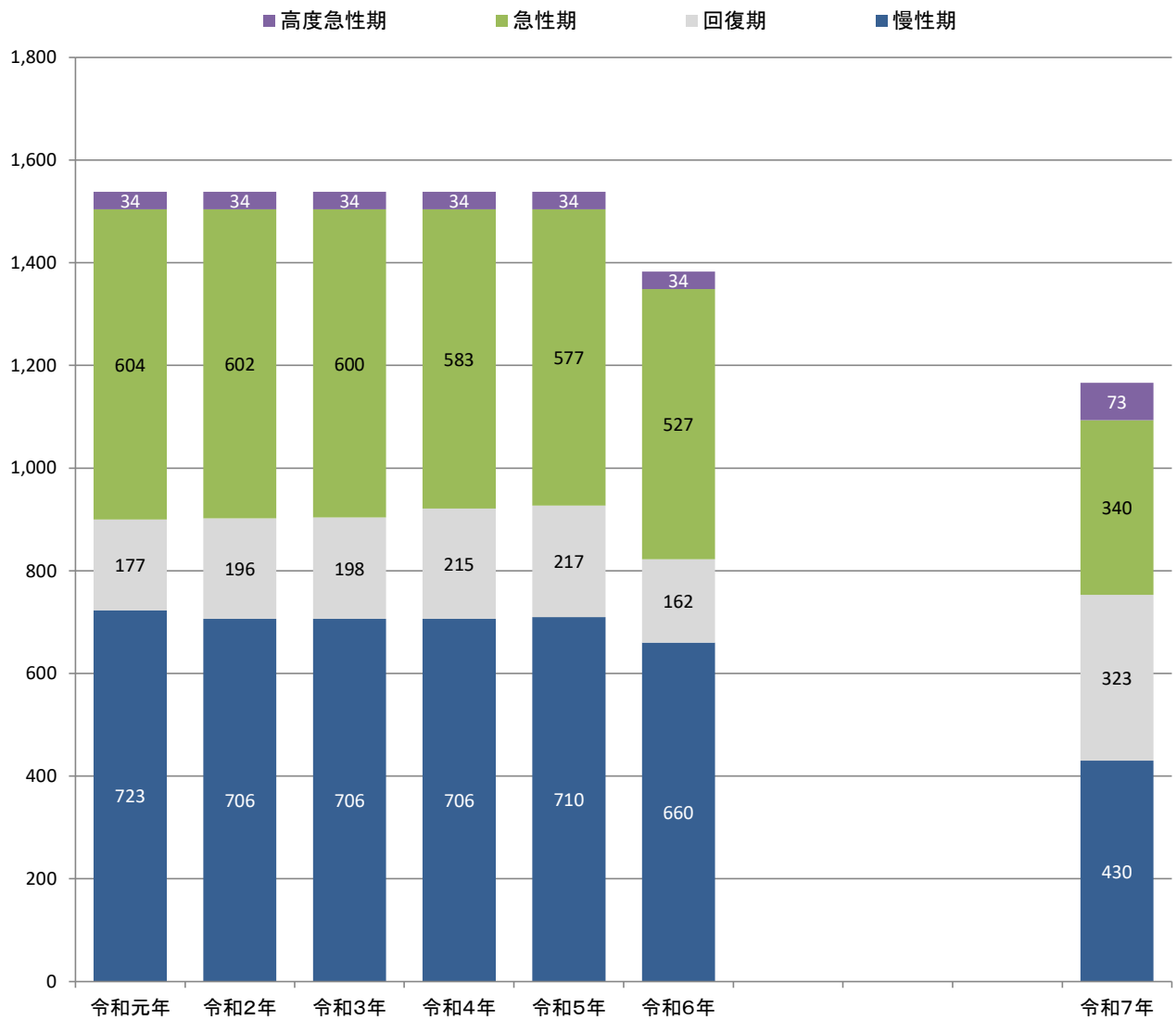
以上

以上

※各年、7月1日時点の状況
※令和7年の暫定推計値は「広島県地域医療構想」における2025年の必要病床数
※毎年度の報告医療機関に変動があるため、実際の病床数とは異なる場合がある。

※1 「コロナ患者(疑似症患者を含む)対応を行っている」とは、当該病棟において、実際にコロナ患者を受け入れている病床を有する場合を指す。
※2 「コロナ患者(疑似症患者を含む)対応のため休棟・休床している」とは、当該病棟がコロナ対応に係る感染管理・人員確保等のために休棟・休床の対応を行っている場合を指す。

(8)報告病床数(備北圏域)



	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	報告病床数のうち	
	(2019年)	(2020年)	(2021年)	(2022年)	(2023年)	(2024年)	コロナ患者対応 を行っている※1	コロナ患者対応 のため休棟・休床 している※2
高度急性期	34	34	34	34	34	34	1	0
急性期	604	602	600	583	577	527	2	0
回復期	177	196	198	215	217	162	0	0
慢性期	723	706	706	706	710	660	0	0
計	1,538	1,538	1,538	1,538	1,538	1,383	3	0
(休棟等)	19	0	0	0	0	133	0	18
合計	1,557	1,538	1,538	1,538	1,538	1,516	3	18

暫定推計値

令和7年 (2025年)
73
340
323
430
1,166

以上
以上

※各年、7月1日時点の状況
※令和7年の暫定推計値は「広島県地域医療構想」における2025年の必要病床数
※毎年度の報告医療機関に変動があるため、実際の病床数とは異なる場合がある。

※1 「コロナ患者(疑似症患者を含む)対応を行っている」とは、当該病棟において、実際にコロナ患者を受け入れている病床を有する場合を指す。
※2 「コロナ患者(疑似症患者を含む)対応のため休棟・休床している」とは、当該病棟がコロナ対応に係る感染管理・人員確保等のために
休棟・休床の対応を行っている場合を指す。

2 病床機能報告による病床数と2025年における必要病床数の比較

(単位:床)

区 分		必要病床数	機能別病床数 (病床機能報告)						必要病床数 (暫定推計値)	2025年に向けた 病床数の過不足
		H25(2013)	R1(2019)	R2(2020)	R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)	R6(2024)	R7(2025)	R6－R7
広島県	高度急性期	2,746	4,287	3,944	3,953	4,464	4,374	4,578	2,989	1,589
	急性期	7,911	12,165	12,348	11,945	10,875	10,843	10,409	9,118	1,291
	回復期	8,149	5,546	5,854	6,121	6,342	6,703	6,764	9,747	△ 2,983
	慢性期	8,993	9,321	8,423	8,361	7,738	7,558	7,040	6,760	280
	休棟等		727	784	718	795	816	948		948
	病床計	27,799	32,046	31,353	31,098	30,214	30,294	29,739	28,614	1,125
広島	高度急性期	1,394	2,498	2,316	2,585	2,612	2,574	2,731	1,585	1,146
	急性期	3,598	4,951	5,070	4,690	4,399	4,442	4,151	4,242	△ 91
	回復期	3,595	2,402	2,386	2,578	2,603	2,773	2,838	4,506	△ 1,668
	慢性期	3,532	3,477	3,226	3,027	2,654	2,582	2,424	2,730	△ 306
	休棟等		341	333	300	316	391	424		424
	病床計	12,119	13,669	13,331	13,180	12,584	12,762	12,568	13,063	△ 495
広島西	高度急性期	136	270	270	16	270	270	270	156	114
	急性期	387	504	535	763	509	509	509	410	99
	回復期	460	247	209	235	185	235	235	515	△ 280
	慢性期	959	1,080	997	1,029	972	922	922	478	444
	休棟等		18	0	18	18	18	18		18
	病床計	1,942	2,119	2,011	2,061	1,954	1,954	1,954	1,559	395
呉	高度急性期	301	260	311	306	312	312	312	287	25
	急性期	851	1,557	1,516	1,428	1,358	1,356	1,356	858	498
	回復期	849	421	547	591	616	651	685	894	△ 209
	慢性期	791	1,039	807	866	866	814	665	751	△ 86
	休棟等		135	135	106	123	123	131		131
	病床計	2,792	3,412	3,316	3,297	3,275	3,256	3,149	2,790	359
広島中央	高度急性期	106	14	14	14	238	238	238	122	116
	急性期	449	961	950	951	666	636	625	672	△ 47
	回復期	461	545	563	563	553	674	669	678	△ 9
	慢性期	1,014	895	861	867	867	857	858	669	189
	休棟等		9	20	20	80	11	11		11
	病床計	2,030	2,424	2,408	2,415	2,404	2,416	2,401	2,141	260
尾三	高度急性期	241	353	353	353	353	353	353	242	111
	急性期	897	1,529	1,466	1,358	1,200	1,135	1,182	905	277
	回復期	990	673	662	655	848	843	760	991	△ 231
	慢性期	892	989	798	790	790	790	751	726	25
	休棟等		76	152	145	145	164	134		134
	病床計	3,020	3,620	3,431	3,301	3,336	3,285	3,180	2,864	316
福山・府中	高度急性期	492	858	646	645	645	593	640	524	116
	急性期	1,392	2,059	2,209	2,155	2,160	2,188	2,059	1,691	368
	回復期	1,490	1,081	1,291	1,301	1,322	1,310	1,415	1,840	△ 425
	慢性期	1,030	1,118	1,028	1,076	883	883	760	976	△ 216
	休棟等		129	144	129	113	109	97		97
	病床計	4,404	5,245	5,318	5,306	5,123	5,083	4,971	5,031	△ 60
備北	高度急性期	76	34	34	34	34	34	34	73	△ 39
	急性期	337	604	602	600	583	577	527	340	187
	回復期	304	177	196	198	215	217	162	323	△ 161
	慢性期	775	723	706	706	706	710	660	430	230
	休棟等		19	0	0	0	0	133		133
	病床計	1,492	1,557	1,538	1,538	1,538	1,538	1,516	1,166	350

コロナ対応の状況について

圏域	医療機能	報告病床数	報告病床数のうちコロナ患者 (疑似症患者を含む)対応を 行っている(※1)病床数	報告病床数のうちコロナ患者 (疑似症患者を含む)対応の ため休棟・休床している(※ 2)病床数	コロナ対応の影響 がある病床数 合計
広島県	高度急性期	4,578	32	0	32
	急性期	10,409	792	117	909
	回復期	6,764	334	0	334
	慢性期	7,040	83	0	83
	休棟中	948	0	18	18
	病床計	29,739	1,241	135	1,376
広島	高度急性期	2,731	14	0	14
	急性期	4,151	505	4	509
	回復期	2,838	250	0	250
	慢性期	2,424	2	0	2
	休棟中	424	0	0	0
	病床計	12,568	771	4	775
広島西	高度急性期	270	0	0	0
	急性期	509	8	51	59
	回復期	235	5	0	5
	慢性期	922	0	0	0
	休棟中	18	0	0	0
	病床計	1,954	13	51	64
呉	高度急性期	312	1	0	1
	急性期	1,356	9	22	31
	回復期	685	6	0	6
	慢性期	665	1	0	1
	休棟中	131	0	0	0
	病床計	3,149	17	22	39
広島中央	高度急性期	238	0	0	0
	急性期	625	29	0	29
	回復期	669	6	0	6
	慢性期	858	5	0	5
	休棟中	11	0	0	0
	病床計	2,401	40	0	40
尾三	高度急性期	353	0	0	0
	急性期	1,182	184	36	220
	回復期	760	49	0	49
	慢性期	751	60	0	60
	休棟中	134	0	0	0
	病床計	3,180	293	36	329
福山・府中	高度急性期	640	16	0	16
	急性期	2,059	55	4	59
	回復期	1,415	18	0	18
	慢性期	760	15	0	15
	休棟中	97	0	0	0
	病床計	4,971	104	4	108
備北	高度急性期	34	1	0	1
	急性期	527	2	0	2
	回復期	162	0	0	0
	慢性期	660	0	0	0
	休棟中	133	0	18	18
	病床計	1,516	3	18	21

※1 「コロナ患者(疑似症患者を含む)対応を行っている」とは、当該病棟において、実際にコロナ患者を受け入れている病床を有する場合を指します。

※2 「コロナ患者(疑似症患者を含む)対応のため休棟・休床している」とは、当該病棟がコロナ対応に係る感染管理・人員確保等のために休棟・休床の対応を行っている場合を指します。

尾三地域の病床機能報告の状況

R7. 7. 16 広島県東部保健所

表 1 令和 6 (2024) 年 7 月 1 日時点の機能別病床数

区分	全体	高度急性期	急性期	回復期	慢性期	休棟等
尾三地域	3, 180 床	353 床	1, 182 床	760 床	751 床	134 床
	100. 0%	11. 1%	37. 2%	23. 9 %	23. 6%	4. 2%
広島県	29, 739 床	4, 578 床	10, 409	6, 764 床	7, 040 床	948 床
	100. 0%	15. 4%	35. 0%	22. 7%	23. 7%	3. 2%

出典：広島県医療介護政策課 R7 年 4 月確定値

表 2 病床機能報告制度による病床数と令和 7 (2025) 年における必要病床数の過不足

区分		令和 6 (2024) 年 における 機能別病床数 (病床機能報告)	令和 7 (2025) 年 における 必要病床数 (暫定推計値)	令和 6 (2024) 年と令和 7 (2025) 年の比較	
				病床数の過不足	増減率
				③ (①-②) (床)	④ (-③/①)
尾三地域	高度急性期	353	242	111	△ 31%
	急性期	1, 182	905	227	△ 19%
	回復期	760	991	△ 231	30%
	慢性期	751	726	25	△ 3%
	休棟等	134		134	
	病床計	3, 180	2, 864	316	△ 10%
広島県	高度急性期	4, 578	2, 989	1, 589	△ 35%
	急性期	10, 409	9, 118	1, 291	△ 12%
	回復期	6, 764	9, 747	△ 2, 983	44%
	慢性期	7, 040	6, 760	280	△ 4%
	休棟等	948		948	
	病床計	29, 739	28, 614	1, 125	△ 4%

※慢性期機能の必要病床数：広島、広島中央、福山・府中地域はパターン B、
広島西、呉、尾三、備北地域はパターン C で推計

出典：広島県医療介護政策課 R7 年 4 月確定値

【 医療機関別の機能別報告状況 】

表 3 病床機能報告制度における医療機能別の病床数（尾三地域）

市区町 名	医療機関名	令和 6 (2024) 年 7 月 1 日時点の 医療機能別の病床数（許可病床）					
		総数	高度 急性期	急性期	回復期	慢性期	休棟等
総 数		3,180	353	1,182	760	751	134
病 院 計		3,038	353	1,104	740	714	127
三原市	医療法人清幸会 三原城町病院	188	0	60	40	60	28
	医療法人杏仁会 松尾内科病院	110	0	55	0	55	0
	医療法人宗斉会 須波宗斉会病院	70	0	0	40	30	0
	総合病院三原赤十字病院	232	0	93	91	0	48
	社会医療法人里仁会 興生総合病院	323	0	205	38	80	0
	医療法人仁康会 本郷中央病院	81	0	0	81	0	0
	三原市医師会病院	200	0	102	48	50	0
尾道市	広島県厚生農業協同組合連合会 尾道総合病院	393	345	41	0	0	7
	医療法人社団神田会 木曾病院	133	0	0	30	103	0
	公立みつぎ総合病院	240	0	139	72	29	0
	医療法人社団杏佑会 笠井病院	46	0	0	0	46	0
	医療法人社団啓卯会 村上記念病院	52	0	0	52	0	0
	医療法人社団重松会 松本病院	182	0	0	0	138	44
	尾道市立市民病院	282	8	226	48	0	0
	山本病院	39	0	0	0	39	0
	日立造船健康保険組合因島総合病院	115	0	42	41	32	0
	因島医師会病院	197	0	42	103	52	0
世羅町	公立世羅中央病院	155	0	99	56	0	0
有床診療所 計		142	0	78	20	37	7
三原市	医療法人社団越智眼科	15	0	15	0	0	0
尾道市	医療法人社団樹良会 高亀医院	12	0	0	12	0	0
	堀田レディースクリニック	2	0	2	0	0	0
	よしはら内科外科リハビリテーションクリニック	18	0	0	0	18	0
	尾道市立市民病院附属 瀬戸田診療所	19	0	19	0	0	0
	医療法人社団博和会 得本医院	19	0	0	0	19	0
	医療法人社団花房眼科医院	8	0	8	0	0	0
	医療法人産婦人科よしはらクリニック	10	0	10	0	0	0
	医療法人社団回生会 永井医院	8	0	0	8	0	0
	医療法人社団長谷川産婦人科	7	0	0	0	0	7
世羅町	医療法人社団ト部医院 うらべ医院	14	0	14	0	0	0
	医療法人社団光羅会 藤原眼科	10	0	10	0	0	0

出典：広島県医療介護政策課 R7 年 4 月確定値

外来医療計画に係る報告について

1 外来医療機能の現況

■地域で不足する外来医療機能

各種データによる比較及び市郡地区医師会や市町へのアンケート調査により、二次保健医療圏ごとに不足する外来医療機能を抽出した。

圏域名	初期救急	在宅医療	学校医	予防接種	健康診断	へき地
広島	●	●	●		●	
広島西	●	●	●			
呉	●	●	●			
広島中央	●	●	●			
尾三	●	●	●	●	●	
福山・府中	●	●	●	●	●	
備北	●	●	●		●	●

※ 不足する機能に●を付している。

2 「外来医療計画」の概要

(1) 目的

- ・外来医療機能に関する情報を可視化し、新たに診療所を開業する医師にその情報を提供することにより、診療所が少ない地域への開業を促すとともに、地域で不足する外来医療機能を担うことを求め、外来医療機能の適正配置を目指す。
- ・併せて、医療機器(CT、MRI、PET、放射線治療、マンモグラフィ)を効率的に活用するため、医療機器の共同利用を促す仕組みを整備する。

(2) 計画期間

令和6(2024)年度から令和 11(2029)年度までの6年間

(3) 新たに開業する場合の手続き

- ① 県ホームページ等により、2次医療圏ごとの外来偏在指標や地域で不足する外来医療機能の情報を公表する。
- ② 新規開業希望者が保健所に開設届を提出する際に、不足する外来医療機能を担うことについての合意の有無や合意内容に関する申出書の提出を求める。
- ③ ②の申出書を各圏域の地域医療構想調整会議に報告する。

※ 合意の有無や合意内容により、診療所の開設が妨げられるものではない。

(4) 新たに医療機器を購入・更新する場合の手続き

- ① 県ホームページ等により、2次医療圏ごとの医療設備・機器等の配置情報や共同利用方針を公表する。
- ② 新規購入希望者が保健所に許可申請書を提出する際に、共同利用を行うことについての計画の有無や内容に関して共同利用計画書の提出を求める。
- ③ ②の共同利用計画書を各圏域の地域医療構想調整会議に報告する。

※ 共同利用の有無や計画内容により、対象医療機器の購入・更新が妨げられるものではない。

※ 尾三圏域においては、CT(PET-CT、SPECT-CTを除く。)の購入・更新に係る共同利用計画書の提出は必要としない。

■地域で不足する外来医療機能を担うことに係る申出書の提出状況について

【対 象】当圏域において、新たに開業する医療機関（法人化や開設者変更等を含む）

【提出のあった期間】令和7年2月1日～令和7年6月30日

【合意する】

病院または診療所の名称	所 在 地	区分	開設年月日	担う外来医療機能
みはらこどもクリニック	三原市宮沖五丁目 5-3	新規開設	令和7年5月16日	予防接種、健康診断（乳児検診等）

【合意しない】

病院または診療所の名称	所 在 地	区分	開設年月日	同意しない理由
該当なし				

（根拠）広島県外来医療計画

■医療機器の共同利用計画書の提出状況について

【対 象】対象の医療機器（MRI、PET、放射線治療、マンモグラフィ）を購入する医療機関

【提出のあった期間】令和7年2月1日～令和7年6月30日

【合意する】

病院または診療所の名称	所 在 地	種別	設置年月日	共同利用の方法	相手方 医療機関
該当なし					

【合意しない】

病院または診療所の名称	所 在 地	種別	設置年月日	共同利用を行わない理由	相手方 医療機関
該当なし					

（根拠）広島県外来医療計画

三原市医師会病院の減床に伴う地域医療支援病院としての 承認要件（患者収容施設数）の充足について

令和 7 年 7 月 16 日

三原市医師会病院

1 要旨

三原市医師会病院は、昭和 57 年開設以来すべての病床を開放病床とし、高度医療機器の共同利用、かかりつけ医等からの紹介による診療・検査、地域の状況に応じた救急医療に対する役割を含め後方支援病院として地域医療に貢献し、平成 11 年から地域医療支援病院として承認されています。

病床数は現在 200 床で運営していますが、近年の病床利用率の状況や、地域医療構想における再検証検討医療機関の対象となったことから、2030 年に向けて減床を計画しています。

病床数については段階的な減床とし、この度、現在の 200 床から 2 床減の 198 床へ改修を要しない変更を計画していますが、地域医療支援病院としての機能に影響のない範囲での減床です。

なお、この減床により地域医療支援病院の承認要件のうち、「患者収容施設数 200 床」を下回ることとなるため、引き続き役割を担うためには、医療法施行規則第 6 条の 2 ただし書きの規定による知事の認定を受ける必要があります。

2 病院の概要

○開 設 者 一般社団法人三原市医師会

○名称・所在地 広島県三原市宮浦一丁目 15 番 1 号

三原市医師会病院

○病 床 数 200 床

（一般病床 102 床、地域包括ケア病床 48 床、回復期リハビリテーション病床 50 床）

3 病床利用率の推移

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
平均患者数	145.0 人	138.1 人	115.4 人	141.9 人	127.3 人
病床利用率	72.4%	69.0%	57.7%	71.1%	63.7%

4 紹介率・逆紹介率の推移

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
紹 介 率	76.2%	70.2%	66.5%	70.9%	80.8%
逆紹介率	94.1%	95.0%	94.3%	89.2%	116.6%

医療法（S23. 7. 30 法律第 205 号）

〔地域医療支援病院の要件・名称の使用制限〕

第 4 条 国，都道府県，市町村，第 42 条の 2 第 1 項に規定する社会医療法人その他厚生労働大臣の定める者の開設する病院であつて，地域における医療の確保のために必要な支援に関する次に掲げる要件に該当するものは，その所在地の都道府県知事の承認を得て地域医療支援病院と称することができる

（4） 厚生労働省令で定める数以上の患者を入院させるための施設を有すること。

医療法施行規則（S23. 11. 5 厚生労働省令第 50 号）

〔地域医療支援病院の収容施設の数〕

第 6 条の 2 法第 4 条第 1 項第 4 号に規定する厚生労働省令で定める数は 200 とする。ただし，都道府県知事が，地域における医療の確保のために必要であると認めたときは，この限りでない。

地域医療支援病院の承認要件について		
開 設 者	一般社団法人三原市医師会（会長 小園 亮次）	
開設者の事務所所在地	広島県三原市宮浦一丁目 15 番 1 号	
病 院 の 名 称	三原市医師会病院	
病 院 の 所 在 地	広島県三原市宮浦一丁目 15 番 1 号	
管 理 者 の 氏 名	奥崎 健	
病 床 数	病床数 200 床（一般病床 102、地域包括ケア病床 48、回復期リハビリテーション病床 50） ⇒ 198 床（一般病床 102、地域包括ケア病床 46、回復期リハビリテーション病床 50）（令和 7 年 10 月 1 日）	
診 療 科 目	内科・呼吸器内科・循環器内科・糖尿病内科・神経内科・外科・呼吸器外科 乳腺科・肛門科・整形外科・泌尿器科・婦人科・リハビリテーション科・放射線科・麻酔科・血液浄化療法科	
地 元 の 状 況	尾三地域医療構想調整会議において審議（予定）	
承 認 年 月 日	尾三地域医療構想調整会議において審議（予定）	
承認要件への該当状況（令和 6 年度実績）		
承 認 要 件	内 容	適 否
①開設者	国、都道府県、市町村、公的医療機関、医療法人、一般社団法人、一般財団法人、学校法人、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康安全機構、エイズ治療拠点病院又は地域がん診療拠点病院で健康保険法第 63 条第 3 項第 1 号の指定又は同法第 86 条第 1 項第 1 号の承認を受けており、地域における医療の確保のために必要な支援について相当の実績を有する病院の開設者	適 ・一般社団法人（三原市医師会）
②他の医療機関から紹介された患者に対する医療の提供	（i）紹 介 率 80%以上 （ii）紹 介 率 65%以上かつ 逆紹介率 40%以上 （iii）紹 介 率 50%以上かつ 逆紹介率 70%以上	適 ・（i）～（iii）全てに該当 紹 介 率 80.8% 逆紹介率 116.6% ・紹介受診重点医療機関
③病床、高額医療機器等の共同利用の実施	・当該病院の施設・設備を地域の医師又は歯科医師に開放 ・当該地域医療支援病院の開設者と直接関係のない医療機関が現に共同利用を行っている全医療機関の 5 割以上	適 ・施設及び設備は全て開設者と直接関係のない医療機関の利用 ・利用医療機関登録制度 有 令和 7 年 3 月末現在 56 医療機関登録

	・共同利用に関する情報の提供等連絡・調整 ・共同利用のための専門の病床確保	・共同利用の範囲 医療機器、開放病床 PET-CT 装置の共同利用件数 令和 5 年度 1,396 件 令和 6 年度 1,347 件 ・常時共同利用可能な病床数 200 床 ※病院の総病床数減失に伴い、198 床に変更予定
④救急医療の提供	・24 時間体制で対応できる医師等医療従事者の確保 ・重症救急患者のために優先的に使用できる病床又は専門病床の確保 ・24 時間使用可能な重症救急患者に必要な検査、治療を行うために必要な診療施設（診察室、処置室、検査室等）及び体制の確保 ・次の救急搬送患者の受入要件のいずれかを満たすこと （i）救急搬送患者数／救急医療圏人口×1,000$\geq$2 （ii）当該病院における年間の救急搬送患者受入数$\geq$1,000 ○厚生労働省見解（平成 31 年 3 月 28 日） 「二次医療圏の医療計画を踏まえ、救急医療体制の確保の観点から承認を与えることが適当であると認めた場合は、承認することができる。」 ⇒広島県保健医療計画への記載要。	適 ・24 時間体制確保済み ・優先的に使用できる病床 2 床 ・24 時間使用可能な診療施設（集中治療室）及び体制確保済み ○救急搬送患者受入要件 令和 6 年度受入 441 件及び尾三圏域人口 226,441 人 （i）$441 \div 226,441 \times 1,000 = 1.95 \leq 2$ （ii）$441 < 1,000$ ・第 8 次広島県保健医療計画・地域計画の尾三圏域二次救急医療体制に「救急告示医療機関」として記載されている。
⑤地域の医療従事者の資質の向上のための研修を実施	・必要な図書等の整備 ・研修を定期的に行う体制の整備 ・研修プログラムの作成 ・病院内に研修全体についての教育責任者及び研修委員会の設置 ・研修のための施設・設備を有していること ・年間 12 回以上の研修（当該病院以外の地域の医療従事者が含まれ、医師以外の医療従事者を対象としたものが含まれていること）を主催	適 ・図書室あり（蔵書数：約 3,800 冊） ・研修体制整備済み ・研修プログラム作成済み ・教育責任者及び研修委員会設置済み ・研修室あり ・研修実績 参加者：167 名（計 16 回） （うち院外者 126 名）

⑥原則 200 床以上	都道府県知事が、地域における医療の確保のために必要と認めたときは、200 床未満でも可能	不適 ・病床を 2 床減じ、200 床を 198 床に変更（令和 7 年 10 月 1 日予定） ・病床数 200 床を下回ったとしても、かかりつけ医等を後方支援する機能など、地域に必要な地域医療支援病院として継続できるよう、尾三地域医療構想調整会議において審議予定。
⑦必要な要件を満たした構造設備	一般の病院の施設設備に加え、集中治療室、化学・細菌・病理の検査室、病理解剖室、研究室、講義室、図書室、救急用又は患者輸送用自動車、医薬品情報管理室	適 ・施設設備整備済み
⑧諸記録の管理及び閲覧	諸記録の管理及び閲覧に関する責任者、担当者及び閲覧場所を定めること	適 ・責任者、担当者及び閲覧場所を定め、適切に実施
⑨委員会の設置	・委員は、当該病院に勤務しない学識経験者等をもって主として構成（当該病院関係者以外の者が大半を占めること） ・委員会は、最低四半期に 1 回程度開催すること	適 ・「地域医療支援病院審議委員会」を設置 ・委員：8 名（うち院外者 5 名） ・3（回／年）開催
⑩患者に対する相談体制の確保	病院内に患者相談窓口及び担当者を設け、患者及び家族等からの苦情、相談に応じられる体制を確保すること	適 ・相談窓口及び面接室を設置し、担当者による相談対応を実施 ・患者相談件数：8,683 件

尾三圏域地域医療構想調整会議設置要綱

（設置）

第1条 医療法第30条の14第1項に規定する協議の場として、尾三二次保健医療圏に尾三圏域地域医療構想調整会議（以下「調整会議」という。）を設置する。

（委員）

第2条 調整会議の委員は、尾三地域保健対策協議会保健医療計画委員会の構成員を基本にして構成する。

- 2 調整会議に会長及び副会長を置き、委員の互選により選任する。
- 3 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 委員の欠員による後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

（会議）

第3条 調整会議は、会長が招集し、主宰する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 3 副会長は、会長が議事に関し直接の利害関係者となる場合には、当該議事に関し、その職務を代理する。
- 4 会長は、委員の代理を認めることができる。
- 5 会長は、必要があると認めるときは、議事に関係のある委員のみで調整会議を開催することができる。
- 6 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

（事務局）

第4条 調整会議の事務局は広島県東部保健所に置く。ただし、事務局運営業務を尾三地域保健対策協議会に委託することができる。

（その他）

第5条 この要綱に定めるもののほか、調整会議の運営に関し必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。